

環 備 ー 4 8 8

令和4年8月12日

一般社団法人秋田県産業廃棄物協会

会長 山岡 緑三郎 様

秋田県生活環境部長

(公印省略)

新型コロナウイルス感染症に係る感染拡大警報の発令等について（通知）

本県の廃棄物行政の推進については、日頃から御協力賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和4年8月11日の秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部会議において、感染者の増加傾向が続くと見込まれる中で人流が拡大する時期に入ることを踏まえ、「感染拡大警報」が発令されましたのでお知らせします。

引き続き基本的な感染防止対策の実施に御協力くださるようお願いいたします。

<添付資料>

- ・感染拡大警報の発令等について（令和4年8月11日付け、秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部）

**【担当】**

秋田県生活環境部

環境整備課 廃棄物対策班 伊藤

電 話：018-860-1624

E-mail：recycle@pref.akita.lg.jp

# 感染拡大警報の発令等について

令和4年8月11日

秋田県新型コロナウイルス感染症対策本部

## 1 感染拡大警報の発令

- ・ 8月10日には新規感染者数が過去最多の1,351人となり、同様に、病床使用率も8月10日に60.7%となるなど、医療提供体制がひっ迫しつつあることから、警戒を強化する必要がある。
- ・ 感染者の増加傾向が続くと見込まれる中で、人流が拡大する時期に入ることから、「感染拡大警報」を発令する。
- ・ 「BA.5対策強化宣言」については、国と協議中である。
- ・ 感染警戒レベルは2を維持する。

## 2 県民への要請内容等

### (1) 特に注意をお願いしたい事項

- ① 発熱等の症状のある方（小学生未満の方、65歳以上の方、基礎疾患のある方、妊婦の方、すでに医療機関や保健所で陽性の診断を受けている方を除く。）のうち、若年者など重症化リスクが低い方や軽症の方は、「秋田県検査キット配付・陽性者登録センター」の活用をお願いする。
- ② 救急医療機関や救急車の適正な利用をお願いする。
- ③ 帰省等で県外と往来する際には、出発地で事前検査を受けるようお願いする。
- ④ 高齢者施設等においては、面会を制限することに加えて、従事する職員についても、その家族を含め感染対策の徹底をお願いする。
- ⑤ お盆休みなどで普段接していない人達との会食においては、特に注意を徹底すること。
- ⑥ あらゆる状況下において全面換気を徹底すること。
- ⑦ ワクチンは重症化を防ぎ、医療体制を守ることにつながるので、3・4回目のワクチン接種券をお持ちの方には、早めの接種をおすすめする。

### (2) 徹底した換気の実施とクラスターの発生防止

- ① 各種事業所、高齢者施設、病院、学校、児童関連施設等（いずれの施設もそのロッカールームや食堂を含む）においては、エアコンを使っている場合でも、熱中症に留意しながらこまめに窓を開け、完全に外気と入れ替えること。
- ② 事業所においては、時差出勤や在宅勤務等による接触機会の低減、従業員の体調確認、体調不良者の休暇取得等の取組を進めること。
- ③ イベントの主催者においては、イベントの準備段階を含め、感染防止に注意を払うこと。

### (3) 基本的な感染防止対策

- ① 飲食を伴う集まりは、「長時間を避け」、「マスク会食」を行うとともに、「参加人数に応じた席の配置」や「十分な換気」を徹底すること。
- ② 集会、イベント等の開催に当たっては、「三つの密」が発生しない席の配置や「人と人との距離の確保」、「マスクの着用」などを徹底すること。

- ③ 職場や飲食店等における業種別ガイドラインを実践し、感染防止対策を徹底すること。
  - ④ 感染リスクの高い場面に接した場合など感染に不安を感じる方（無症状者に限る。）は、「感染拡大傾向時の一般検査事業（無料のPCR等検査）」を活用すること。
- ※上記の一般検査事業は8月末まで継続する。